

第6号様式（第5の2関係）

議 事 概 要

会 議 名	令和6年度第2回志布志警察署協議会
会 議 日 時	令和6年10月9日（水曜日）午後2時～午後4時
会 議 場 所	志布志警察署会議室
出 席 者	1 協議会 会長以下 7人 2 署 署長以下 8人
<p>（会議の概要）</p> <p>1 会次第</p> <p>(1) 開会のことば</p> <p>(2) 会長挨拶</p> <p>(3) 署長挨拶</p> <p>(4) 協議会協議</p> <p>ア 管内の治安情勢等について</p> <p>イ 警察に対する意見・要望について</p> <p>ウ 署業務運営の諮問と委員の答申</p> <p>エ 次回の協議会日程</p> <p>(5) 術科（柔道）訓練視察</p> <p>(6) 閉会のことば</p> <p>2 委員からの意見・要望に対する警察からの説明</p> <p>(1) 歩道に草が生えている件について（第1回署協議会における意見）</p> <p>【委員】</p> <p>しおかぜ公園北側付近の歩道に草が生えている。</p> <p>【交通課長】</p> <p>前回の署協議会で御意見いただきました、しおかぜ公園北側付近の歩道の草については、道路管理者である大隅地域振興局に対応を依頼していましたところ、草刈りが完了した。</p> <p>(2) 児童生徒の自転車運転時の違反について（第1回署協議会における意見）</p> <p>【委員】</p> <p>自転車を運転する小学生や中学生が、ヘルメットをかぶらず運転したり、イヤホンを付けたまま運転するのを見掛けて注意するのですが、全然効き目がない。ヘルメットを持っているのにかぶってない人がいる。</p> <p>【交通課長】</p> <p>委員御質問の自転車ヘルメット着用について、前回の警察署協議会からこれまでの間、警察として自転車ヘルメット着用の促進のために「交通安全講話、街頭での自転車への指導警告」を実施している。</p> <p>今後も講話や街頭活動を通じて自転車ヘルメット着用の促進に努める。</p> <p>また、委員が小・中学生に注意しても聞き入れない場合は、小・中学校がどこか教えていただければ、後日、警察から学校への申入れを行う。</p> <p>(3) 車の速度が速い道路がある件について（第1回署協議会における意見）</p> <p>【委員】</p> <p>コスモス志布志店前の三叉路、a u裏手にある筋道は、いつも速度が速いと感じている。</p> <p>【交通課長】</p> <p>現場は、速度規制がなく中央線もない市道である。</p> <p>現場確認では、対向車がない場合に速度が速くなる傾向がある。</p> <p>見通しの良い直線道路であることも速度が上がりやすい要因と考えられる。</p> <p>よって、道路の安全設備の対策として「志布志市役所産業建設課」に対して「交差点の路面に『交差点あり』の強調表示、看板設置等、設備面での対策を依頼した。</p> <p>市道が直線で見通しがよいため、路面の強調表示があれば、運転者も注意して速度を落とす効果が期待できるためである。</p> <p>志布志市役所は「予算の関係もあるため、すぐに実施は難しいが前向きに検討したい。」とのことであった。</p> <p>警察としましては、引き続き同所の警戒活動を行い、注意喚起する。</p>	

(4) 公職選挙法違反の市民への周知について

【委員】

国政選挙が近いような報道があるが、公職選挙法違反になるような具体的事例を市民に周知してほしい。

【生活安全刑事課長】

選挙での違反形態についていくつか、御紹介する。

参考としていただければと思います。

まず、「選挙運動ができる期間」についてですが、選挙運動は、公示日から選挙の投・開票日の前日までと決められており、それ以外の期間で行う選挙運動は、原則、禁止されている。

ただし、政治上の目的をもって行われる、「政治活動」は一部を除いて基本的に自由に行える。

次に、選挙期間中に多く見られるのが、選挙ポスターに対する落書き、破るなどの行為です。

選挙ポスター等の選挙に関する文書図画を毀棄することは、「選挙の自由妨害」という違反に当たる。

過去には検挙された事例もありますので、御注意願う。

次に、投票に際しての違反として、「詐偽投票」や「投票干渉」というものがある。

「詐偽投票」とは、他人になりすまして投票しようとする事や有権者でないのに投票することなどをいう。

また、「投票干渉」とは、投票所において選挙人の投票に干渉することで、特定の候補者や政党等への投票を指示したり、呼び掛けたりする行為のことをいう。

公正な選挙において、絶対にあってはならない違反になる。

最後に、選挙違反の情報提供についてお話をさせていただく。

よく、「〇〇は～～をしている。選挙違反ではないか。」などの違反情報の提供や質問があるが、警察は選挙違反を取り締まる機関であることから、情報提供として承ることはできる。

しかし、「これは違反なのか。どの程度まで許されるのか。」などの質問には回答していないので、御理解のほど、よろしく願います。

なお、選挙運動に関する実務や一般的な法律解釈については、選挙に関する事務を担当する「選挙管理委員会」の方へ問い合わせる方法もある。

ただし、選挙管理委員会も個別の内容について回答できない場合もある。

(5) ヤミ金への返済の件について

【委員】

ヤミ金は、犯罪行為なので、全く返さなくていいのか。

【生活安全刑事課長】

相談ごとに貸付や契約の状況、金利の利率や書面の有無等が違うため、業者の登録状況や金利等、詳しく内容を確認した上で判断する必要がある。

確認の結果、無登録での業としての貸付けや高金利での契約が確認された場合は犯罪行為であるので事件化を検討し、超過利息がある場合や賠償金額等については、法テラスや弁護士・認定司法書士等への相談を案内している。

また、警察では貸付事業者や取立て事業者に対し、電話警告を実施したり、被害に遭った口座を金融機関に迅速に情報提供し、口座の利用ができないように依頼するなど、被害の拡大防止や被害回復支援への取組を行っている。

(6) 交通取締りの効果について

【委員】

私は、唯一頼れる存在として警察が大好きです。

中には、そうではない人もいます。大概は交通違反で何度も繰り返し捕まった人だと思ふ。

私はその方々に言うのですが、交通ルールを守って運転していたら事故率は極端に低くなる。

もし、取締りをしなければどうなるのか。

【交通課長】

委員の御質問のとおり、交通事故抑止のためには、道路を通行する全ての人に、交通ルールを守っていただくことが大切である。

交通違反の取締りは、交通事故の抑止に有効である。

よって、もし取締りをしなければ、交通事故の抑止に影響が出る。

一方で死亡事故を起こした被疑者の中には、今まで交通違反がない方もいる。

交通事故を一件でも少なくするために、取締り以外にも交通講話、街頭活動、交通広報等各種活動に取り組んでまいりたいと考えている。

(7) パトカーを私有地に止めての取締りについて

【委員】

私有地でパトカーを止めて取締りをするとき、持ち主に承諾を取るのか、取らなくていいのか。

【交通課長】

私有地を使用する場合、取締りに限らず、持ち主や管理者の承諾を受けるようにしている。

(8) 交通取締りのノルマについて

【委員】

交通違反を取り締まる警察官にノルマはあるのか、ないのか。

【交通課長】

交通違反取締りは、交通事故抑止対策の一環として行っている。

交通違反取締りは、悲惨な交通事故をなくすため、交通上の危険を未然に防止するとともに、交通ルールの遵守を定着させるためにも不可欠な警察活動と認識している。

交通違反の取締りは、その目的と必要性に応じて行うものである。「数字を割り当て、これだけはやらなければならない。」というようなノルマを課しての警察活動ではないと考えている。

(9) 高速道路等の逆走事案対策について

委員御指摘のとおり、都城志布志道路の逆走は、大きな交通事故になるおそれがある危険なものである。

志布志署でも逆走の通報を受けて対応する事例がある。

志布志インターの出口、入口の分かりやすい看板の設置は、道路管理者である大隅地域振興局が管轄するものである。

「どのような看板や表示を設置すれば、逆走防止に有効なのか。」を含めて、検討いただくように申入れを行う。

警察としましては、パトロール、交通安全講話を通じて、逆走防止に努めてまいりたいと考えている。

3 署業務運営の諮問と委員の答申

(1) ナイトスクールの拡大について

ア 諮問

交通事故抑止のために、新たな取組を検討している。

現在、交通課では朝の立哨や、昼間の交通安全講話等、交通事故防止の取組を行っている。

今後、新しい取組として、夜間の交通事故防止を図る「ナイトスクールの拡大」を考えている。

「ナイトスクール」とは、暗い中で、車のヘッドライトを照らして、服装の色による見え方の違い、夜光反射材の効果を体感していただく参加・体験型交通安全教室である。

現在、志布志署では夜間の照射実験や反射材の効果を体感していただく「ナイトスクール」を年一回、自動車学校を借りて開催している。

年一回のため、限られた人数しか体験いただけていないのが実情である。

これをもっと身近に参加していただけるよう、各地区で開催することで、更なる交通事故抑止につなげたいと考えている。

日没が早くなる秋の季節、午後6時頃からのナイトスクールの拡大を検討している。

具体的な内容は、ナイトスクールは車のヘッドライトを照らしての体験となる。

開催するには、ある程度、広い敷地が必要である。

一例として、役所や公民館、学校等を想定している。

参加者は、希望される幅広い年齢層の方を考えている。

そこで、委員の皆様には

- ・ 新たな取組としてナイトスクールの拡大への御意見
- ・ 開催する地区、場所及び時間についての御意見
- ・ 参加者を募る方法についての御意見
- ・ ナイトスクールで体験してみたい内容についての御意見

を伺う。

イ 委員の答申

(ア) 取組についての答申

- ・ ナイトスクールの拡大は、住民の期待に添っていると思う。
- ・ 回数を増やすのは良いことだと思う。
- ・ 近くの小学校で開催されたら、是非参加してみたいと思う。

(イ) 開催する地区、場所及び時間についての答申

- ・ 職員が多い事業所、車両台数の多い事業所に働き掛けて実施すればよいと思う。
- ・ 午後6時頃を想定しているとのことであるが、その時間帯は家事が忙しい時間帯である。
- ・ 小学校の校庭を借りてみてはどうか。

(ウ) 参加者を募る方法への答申

- ・ 市民全員に広報し、参加者を募ってみてはどうか。
- ・ コミュニティ協議会を介して、参加者を募ってみてはどうか。
- ・ 地区の回覧板にナイトスクール開催の記事を掲載して、参加者を募ってみてはどうか。
- ・ コミュニティの行事年間計画にナイトスクールを盛り込んだら、スムーズに実施できるのではないか。
- ・ 大人だけでなく、小さい子供たちも参加させてみてはどうか。

(1) 体験してみたい内容

- ・ 夜間にパトカーの赤色回転灯の見え方を体験させてみてはどうか。子供たちは喜ぶと思う。

(2) 署員の教養に資する部外講師の紹介について

ア 諮問

県警察における非違事案の再発防止対策について、志布志署も取り組んでいるところである。

そこで、重視していることが、警察職員の誇りと使命感を高めることである。

警察部内では、職員に対する交通取締りや取調べ、捜査指揮等の専門的な教養はあるが、民間の方と公務員との考えに若干ズレが生じているところがあると思う。

そこで、部外の講師を招いて、警察では、なかなか聞けない話とか、ジャンルは問わないが様々な話を聞いて、人としての教養を養うとともに、倫理観を高めて、一人の社会人・人間として成長していきたいと考えている。

そこで、委員の皆様には、署員の教養に役立つ話をしていただける講師となる方がいれば、御紹介していただきたいと思う。

急に言われても御紹介は難しいと思いますので、後日でも御連絡願う。

イ 答申

なし。

備考